

議案第14号

調布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正を踏まえ、調布市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

調布市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年調布市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし，第5章中同条の前に次の1条を加える。

（調布市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，調布市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は，医師，弁護士その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。
- 3 前2項に規定するもののほか，委員会について必要な事項は，市長が定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。